

入札監理小委員会における審議結果報告

「独立行政法人自動車技術総合機構研修センター施設等管理・運営事業」

独立行政法人自動車技術総合機構の研修センター施設等管理・運営事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

独立行政法人自動車技術総合機構「研修センター（全国各地から職員が集まり、合宿生活を行いながら研修を行う施設、東京都八王子市に所在）」における厚生補導業務、点検等及び保守業務、清掃業務、施設警備業務、給食業務及びその他の運営業務を行うもの。

平成 19 年度に事業選定された事業であり、市場化テストは 4 回目。

第 1 期：平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月までの 2 年間

第 2 期：平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月までの 5 年間

第 3 期：平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月までの 5 年間

○実施施設

独立行政法人自動車技術総合機構研修センター（東京都八王子市）

○事業期間

令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月までの 5 年間（第 4 期目）

○事業の目的

当該施設の厚生補導業務、点検等及び保守業務、清掃業務、施設警備業務、給食業務及びその他の運営業務について、利用者が快適に業務を行えるように適切な維持管理業務を実施すること。

(2) 選定の経緯

国の行政機関等が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができると考え、当時の自動車検査独立行政法人より自主的選定ののち、平成 19 年公共サービス改革基本方針（H19.12.24 閣議決定）において選定。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

評価時に競争性の確保及び実施経費の点等において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難と評価されていたところ、論点と対応結果は、以下の通り。

【論点 1】

参入障壁の分析による対象業務の一部除外、入札公告期間の延長について見直しを検討

【対応 1】

今期の応札を見送った事業者に対するヒアリングの結果により、下記の意見があったが、周知期間を十分確保出来れば対応が可能と考え、対象業務の除外は行わず、入札公告期間50日から80日に延長を行った。
(実施要項P12「入札公告11月下旬」に変更)

- ・ 自社で対応できない業務が含まれていた
- ・ 業務の範囲が広範でグループの形成に至らなかった

【論点 2】

実施期間の検討見直し

【対応 2】

令和2年3月、9月に現事業実施者、入札説明会参加者にヒアリングを実施したところ、下記の意見があり、直近令和2年9月のヒアリング結果により契約期間が現状の方が良いとの意見が多かったことから、実施期間は現行と同様の5年間とした。

(令和2年3月の現事業実施者へのヒアリング意見)

- ・ 昨今の経済状況により人件費が高騰しているため、契約期間は5年より短い方がよい、他の案件でも5年から3年としているケースが散見されている。

(令和2年9月の現事業実施者へのヒアリング意見)

- ・ 現契約中物価の上昇があり、苦しくなってきたところがあり、次期契約は短縮し3年としてほしい。

(令和2年9月の入札説明会参加者ヒアリング意見)

- ・ 契約期間は長い方が良いので、5年として頂きたい。
- ・ 安定的に運営(雇用)するためにも、5年として頂きたい。

【論点 3】

業者への積極的な声掛けについて検討

【対応 3】

引き続き、入札説明会、現地説明会の実施。前回の入札説明会に参加した事業者へ案内の連絡を行うなど、入札に参加が見込まれる10者程度に声かけを行う。

【論点 4】

外部有識者等によるチェックを受ける仕組みの整備

【対応 4】

外部有識者により構成する自動車技術総合機構の契約監視委員会に諮ることとした。

3. その他の修正変更について

実施要項 P29 厚生補導業務仕様書、P31「日常管理」の項目等で業務内容が明瞭でなかった点について、具体的に理解できるように加筆修正を行った。また、実施要項 P88、91 において、「業務従事者数」、「経費の詳細な内訳」を追記した。

4. 実施要項（案）の審議結果について

委員から実施要項（案）の修正を伴う特段の意見はなかった。

5. パブリックコメントの対応について

令和2年9月14日～9月28日までパブリックコメントを実施したが、寄せられた意見等はなかった。